

民間規格評価機関について

令和 6 年 3 月 13 日

一般社団法人 日本溶接協会

目次

1. 民間規格評価機関の要件への適合性確認の申出
2. 民間規格評価機関の組織
3. 各委員会の主な機能
4. 評価・承認する民間規格等
5. 民間規格評価機関における審議の流れ

(参考1) 評価機関の要件と委員会規則・要領との適合状況

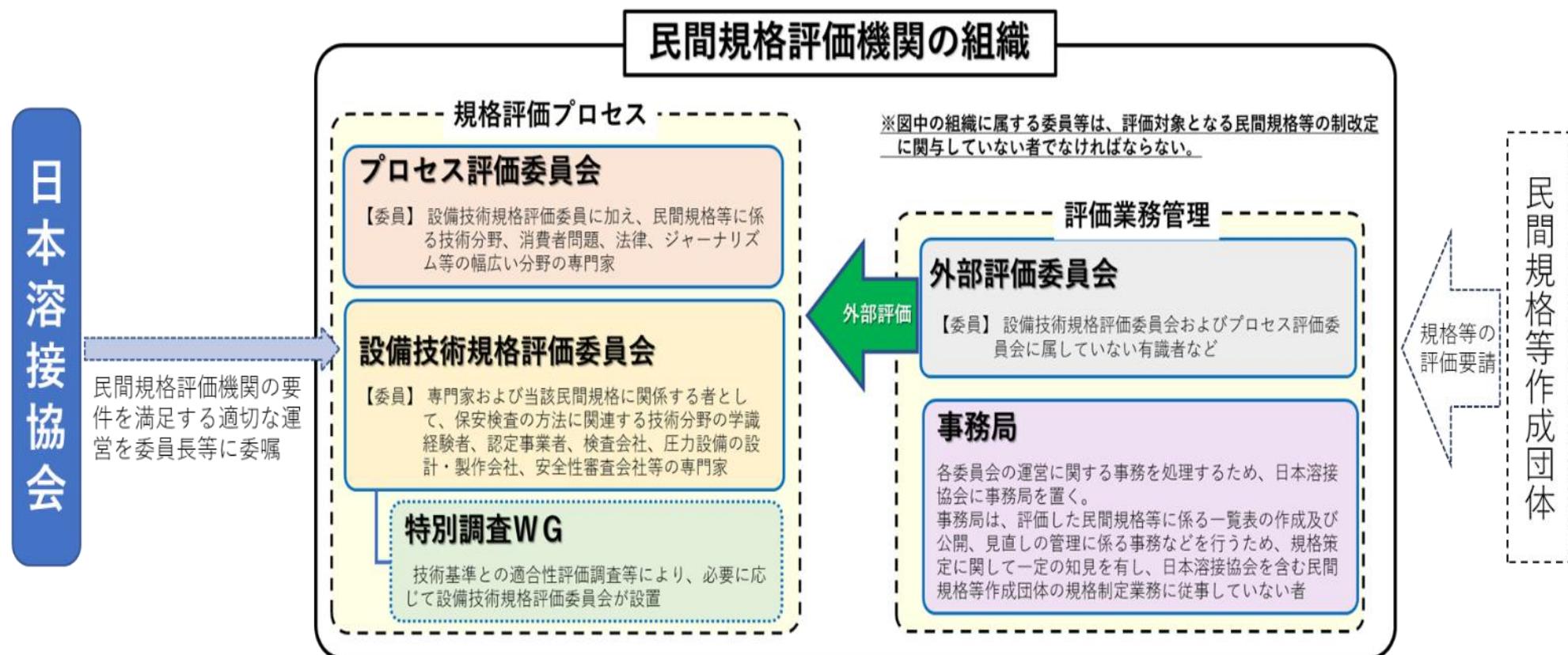
(参考2) 各委員会の委員構成（予定）

1. 民間規格評価機関の要件への適合性確認の申出

- 「民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の高圧ガス保安法における 保安検査の方法としての妥当性確認のプロセスについて（内規）」（以下、評価機関の要件という。）が令和 5 年 12 月 21 日付けで制定されました。
- それを見て、令和 6 年 3 月 13 日付けにて、一般社団法人 日本溶接協会に設置する設備技術規格評価委員会が民間規格等を評価・承認できる能力を有することのご確認をいただきたく、評価機関の要件への適合性確認の申出をさせていただきたく存じます。
- 適合性確認をいただいた後、民間規格評価機関として、評価機関の要件に則って規格評価を行つてまいります。

2. 民間規格評価機関の組織

- 一般社団法人 日本溶接協会が定める特別委員会として設置します。
- 民間規格等の評価業務を行う際には、評価機関の要件にもとづき、民間規格等作成団体より要請があった評価に関する事項に限定し、定めた規則・要領等に従い差別的な評価を行いません。



3. 各委員会の主な機能

- プロセス評価委員会

民間規格等制改定プロセスの公平性、公正性及び公開性等を含めた全体評価を行う。

- 設備技術規格評価委員会

高圧ガス保安法の省令等に規定されている技術基準との対応関係を確認すること等によりその妥当性を評価するとともに、民間規格等制改定プロセスにおいて技術的専門性が反映されていることを評価する。

また、事業計画の策定及び全体的な運営を行う。

- 特別調査WG

技術基準適合性の評価等の特命的事項の調査研究等を行う。

- 外部評価委員会

年に1回以上、一連の評価プロセスが適切に運営・維持されているかの評価を行う。

- 事務局

議事録、技術的根拠などの各種資料の記録の管理および委員会の運営に係る各種事務的作業を行う。

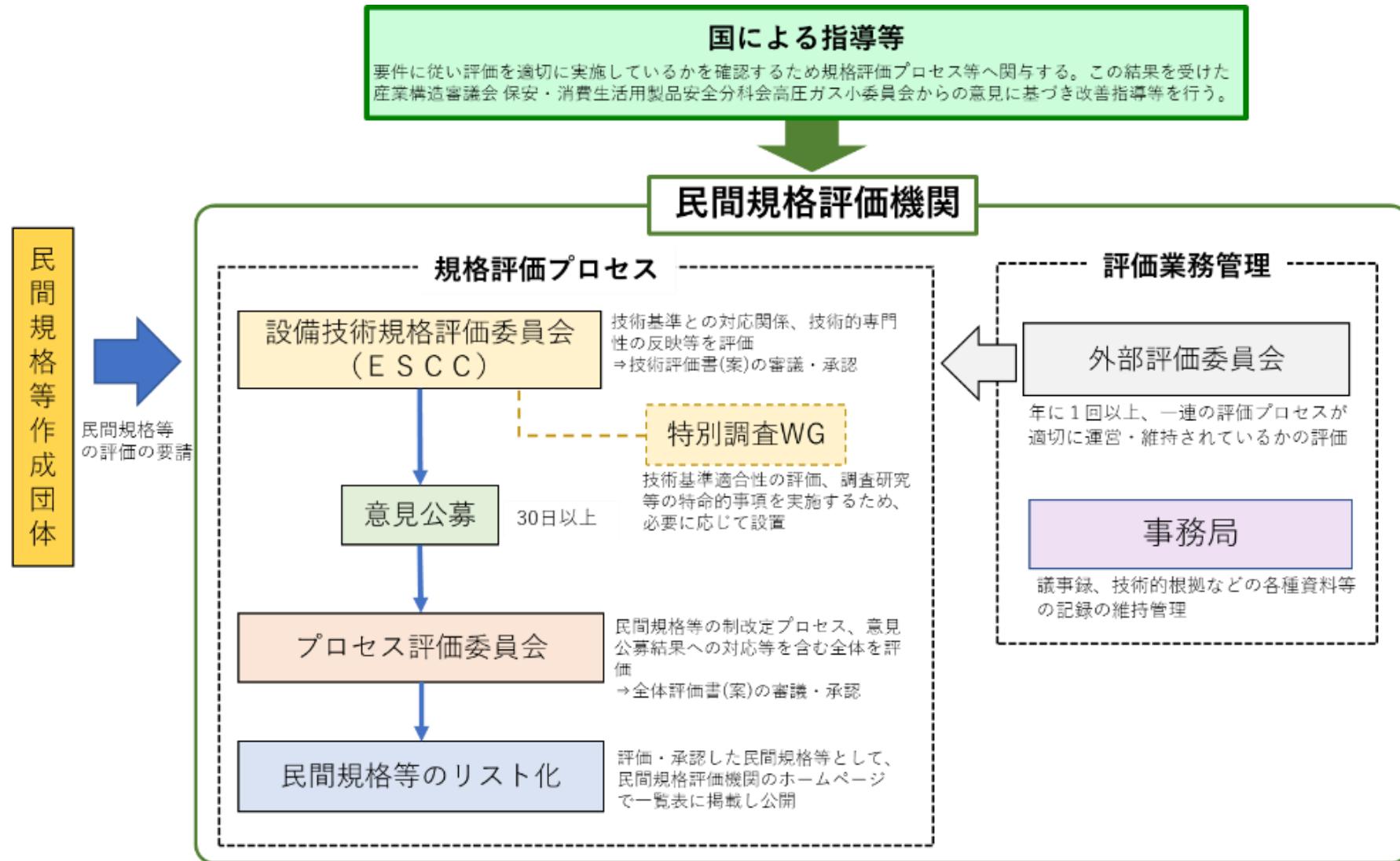
4. 評価・承認する民間規格等

- 一般高圧ガス保安規則第94条の7の13第5項第3号及びコンビナート等保安規則第49条の7の13第5項第3号にもとづき、特定認定高度保安実施者（A認定事業者）が令第十条の二ただし書の規定の適用に係る特定施設について行う保安検査の方法としての民間規格等を評価・承認する。
- 評価・承認する民間規格等（注）は、設備技術規格評価委員会が定める以下に関する要件を満足しているか、またはそれらとの差異について説明責任を果たせる民間規格等であること。

（注） A認定事業者が行う保安検査に用いるための規格として、業界団体等が国際、国内、海外の規格を活用し制改定した規格等。

- ①公開性
- ②優越性の排除
- ③制改定に関与する委員のバランス
- ④関連規格との調和
- ⑤パブリックコメントの実施
- ⑥規格策定プロセスにおけるコンセンサスに対するエビデンス
- ⑦不服の申し立て
- ⑧規格の解釈への対応責任体制
- ⑨規格の維持管理責任

5. 設備技術規格評価委員会における審議の流れ



以 上

(参考1) 評価機関の要件と委員会規則・要領との適合状況

設備技術規格評価委員会 規則

1. 適用範囲
2. (1)一般①、(2)組織①～④、(3)規格評価プロセス①～⑤、⑦、(4)評価業務管理①～④、(5)国による指導①

民間規格等の規格評価の審議に係る要領

2. (1)一般②、(3)規格評価プロセス④～⑧、(4)評価業務管理①～④、(5)国による指導①

民間規格等に関する設備技術規格評価委員会の規格番号の付与に係る要領

(3)規格評価プロセス⑨

情報公開等に係る要領

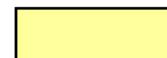
(2)組織④～⑥、(3)規格評価プロセス⑤、⑦

外部評価等に係る要領

(4)評価業務管理④

異議等申立対応要領

(3)規格評価プロセス④



内の記載は、評価機関の要件における項目と番号を示す。

(参考1) 評価機関の要件と委員会規則・要領との適合状況

1. 適用範囲

一般高圧ガス保安規則第94条の7の13第5項第3号及びコンビナート等保安規則第49条の7の13第5項第3号において規定されている民間規格評価機関に適用するものである。

【規則 第1条】

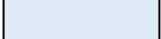
設備技術規格評価委員会（以下、「本委員会」という。英名：Equipment Standards and Codes Committee(略称：ESCC)）は、公正性、公平性、公開性及び技術的能力・管理能力を有する民間規格評価機関として、一般高圧ガス保安規則第94条の7の13第5項第3号及びコンビナート等保安規則第49条の7の13第5項第3号に基づき、特定認定高度保安実施者が行う保安検査の方法として適用する民間規格等について、高圧ガス保安法の関係省令等に規定されている技術基準との対応関係を確認すること、民間規格等制改定プロセスにおいて技術的専門性が反映されていること、民間規格等制改定プロセスの公平性、公正性及び公開性等を確認すること等により自主的な保安確保に資する保安検査の方法としての民間規格等の妥当性を評価することで、高圧ガス設備の保安及び公衆の安全並びに高圧ガス関連事業の一層の効率化に資することを目的とする。

なお、本委員会は第三者審査機関として一般社団法人日本溶接協会（以下、日本溶接協会という。）に設置するものとし、民間規格等の妥当性を評価するにあたり、その審査及び手続においては日本溶接協会の規格作成部門及び民間規格等作成団体から独立して中立公正に行う。

【規則 第8条】

本委員会に評価の審査を申請する民間規格等は一般高圧ガス保安規則第94条の7の13第5項第3号およびコンビナート等保安規則第49条の7の13第5項第3号に基づき、特定認定高度保安実施者が用いる保安検査の方法としての民間規格等であること。

 内の記載は、評価機関の要件の内容を示す。

 内の記載は、規則・要領の内容を示す。

(参考1) 評価機関の要件と委員会規則・要領との適合状況

2. 要件

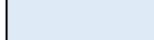
(1) 一般

- ① 民間規格評価機関が民間規格等の評価を行う業務を遂行するための方針及び手順は、差別的であってはならない。

【規則 第1条】

公正性、公平性、公開性及び技術的能力・管理能力を有する民間規格評価機関として、高圧ガス保安法の関係省令等に規定されている技術基準との対応関係を確認すること、民間規格等制改定プロセスにおいて技術的専門性が反映されていること、民間規格等制改定プロセスの公平性、公正性及び公開性等を確認すること等により自主的な保安確保に資する保安検査の方法としての民間規格等の妥当性を評価すること。

 内の記載は、評価機関の要件の内容を示す。

 内の記載は、規則・要領の内容を示す。

(参考1) 評価機関の要件と委員会規則・要領との適合状況

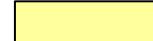
2. 要件

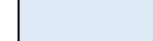
(1) 一般

② 民間規格評価機関が民間規格等の評価を行う際には、要請があった評価に関する事項に限定しなければならない。

【民間規格等の審議に係る要領 1. ~ 3.】

評価申請を受けた場合、「評価申請を行った者（評価申請者）に対して審議に必要な資料の提出(以下、審議資料)を求めること」、および各委員会では「審議資料に基づき審議すること」を規定。

 内の記載は、評価機関の要件の内容を示す。

 内の記載は、規則・要領の内容を示す。

(参考1) 評価機関の要件と委員会規則・要領との適合状況

(2) 組織

① 民間規格等の評価を行うに当たって、高圧ガス保安法の省令等に規定されている技術基準との対応関係を確認すること等によりその妥当性を評価するとともに、民間規格等制改定プロセスにおいて技術的専門性が反映されていることを評価する技術評価委員会（専門家及び当該民間規格に関する者で構成）と民間規格等制改定プロセスの公平性、公正性及び公開性等を含めた全体評価を行う民間規格評価委員会（技術評価委員会より幅広い専門家で構成）を設置するなど、評価対象となる民間規格等の内容及び分量を勘案し、評価が十分かつ確実に行われるような評価体制を構築し、その設置及び運営のための公式な規則を持たなければならない。

【規則 第1条】

高圧ガス保安法の関係省令等に規定されている技術基準との対応関係を確認すること、民間規格等制改定プロセスにおいて技術的専門性が反映されていること、民間規格等制改定プロセスの公平性、公正性及び公開性等を確認すること等により自主的な保安確保に資する保安検査の方法としての民間規格等の妥当性を評価すること。

【規則 第3条】

民間規格等作成団体から要請があった保安検査の方法としての民間規格等の評価について、民間規格評価機関の要件に従い、技術評価書等を取りまとめ保安検査の方法としての保安面での妥当性について審議、承認を行う。

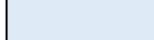
【規則 第4条】

本委員会の委員は、学識経験者、消費者団体及び規格に係るその他の関連する組織・団体等の推薦を受け、本委員会の承認により選任される。なお、民間規格等に係る利害関係者は幅広く選任し、一切の金銭的な制約や団体組織の会員資格を条件づけない。

【規則 第12条】

プロセス評価委員会は、本委員会(技術評価委員会に相当。以下同様。)により審議、承認された保安検査の方法としての民間規格等の制改定プロセスが、民間規格評価機関の要件に適合しているかについて審議、承認を行う。

 内の記載は、評価機関の要件の内容を示す。

 内の記載は、規則・要領の内容を示す。

(参考1) 評価機関の要件と委員会規則・要領との適合状況

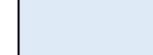
(2) 組織

② 民間規格評価委員会は、民間規格等に係る技術分野に加え、消費者問題、法律、ジャーナリズム等の幅広い分野の専門家から構成しなければならない。また、評価対象となる民間規格等の関係者を可能な限り幅広く加えなければならない。

【規則 第13条】

プロセス評価委員会の委員は、本委員会の委員に加え、民間規格等に係る技術分野、消費者問題、法律、ジャーナリズム等の幅広い分野の委員で構成し、一切の金銭的な制約や団体組織の会員資格を条件づけない。

 内の記載は、評価機関の要件の内容を示す。

 内の記載は、規則・要領の内容を示す。

(参考1) 評価機関の要件と委員会規則・要領との適合状況

(2) 組織

③評価に従事する専門家は、評価対象となる民間規格等の制改定（過去の制改定を除く。）に関与していない者でなければならぬ。また、事務局員（評価委員会の議事録作成等の業務を行う者をいう。）は、規格策定に関し一定の知見を有し、民間規格等作成団体の規格制改定業務に従事していない者でなければならない。

【規則 第7条】

本委員会は、全委員数の3分の2以上の出席のもとにおいて審議し、その過半数の賛成をもって決議とする。必要な場合、書面による議決を行うことができる。なお、審議案件の民間規格等作成団体委員を兼務する委員は、議決に参加できない。

【規則 第16条】

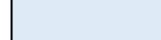
プロセス評価委員会は、全委員数の3分の2以上かつ本委員会の委員を兼務していない委員（プロセス評価委員会の委員長および副委員長を含む）の出席者数が、本委員会を兼務している委員の出席者数以上の出席のもとにおいて審議し、その過半数の賛成をもって決議とする。必要な場合、書面による議決を行うことができる。なお、審議案件の民間規格等作成団体委員を兼務する委員は、議決に参加できない。

【規則 第21条】

各委員会の運営に関する事務を処理するため、事務局を置く。事務局は、日本溶接協会に置く。

2. 事務局員は日本溶接協会を含む民間規格等作成団体の規格制改定業務に関与してはならない。
3. 制改定を実施した民間規格等に係る一覧表の作成及び公開、見直しの管理に係る事務を行う。

 内の記載は、評価機関の要件の内容を示す。

 内の記載は、規則・要領の内容を示す。

(参考1) 評価機関の要件と委員会規則・要領との適合状況

(2) 組織

④ 民間規格等に関する分野は当該民間規格等の内容によって異なるので、関係する分野を明確にし、その内容についての開示請求があれば開示しなければならない。

【規則 第11条】

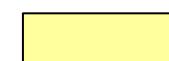
本委員会は「情報公開等に係る要領」に基づき公開を原則とするが、知的財産権及び個人情報の保護が必要な場合等は非公開とすることができます。

【規則 第18条】

プロセス評価委員会は「情報公開等に係る要領」に基づき公開を原則とするが、知的財産権及び個人情報の保護が必要な場合等は非公開とすることができます。

【情報公開等に係る要領 1.(4)】

外部へ公開する内容として「公開する「民間規格等」の策定趣旨・策定目的・規定内容」を規定する。



内の記載は、評価機関の要件の内容を示す。



内の記載は、規則・要領の内容を示す。

(参考1) 評価機関の要件と委員会規則・要領との適合状況

(2) 組織

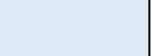
⑤評価委員会の審議の内容については、傍聴、議事録の公表、議事概要の公表のうち、少なくともいずれかの方法により、公開されなければならない。

【情報公開等に係る要領 3.(1)a】

「本委員会は、傍聴を認めること及び議事要録を本委員会のホームページに掲示することにより公開する。

プロセス評価委員会は、傍聴を認めること及び議事要録を本委員会のホームページに掲示することにより公開する。」
と規定。

 内の記載は、評価機関の要件の内容を示す。

 内の記載は、規則・要領の内容を示す。

(参考1) 評価機関の要件と委員会規則・要領との適合状況

(2) 組織

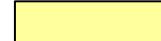
⑥ 民間規格評価機関は、⑤にかかわらず、規格評価委員会の審議を非公開とする場合には、その理由を明示しなければならない。

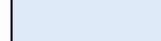
【情報公開等に係る要領 3. (2)】

「各委員会を非公開とする場合の理由と非公開とする場合の明示方法」について規定。非公開とする場合の理由は以下のとおり。

- a.特定の企業等が所有する知的財産権を保護する必要上から、当該知的財産権を所有する企業等からの意思表示があり、その必要があると各委員長が判断し、非公開とする場合。
- b.個別企業等の企業秘密に関する資料等について、企業秘密について当該企業等から意志表示があり、その必要があると各委員長が判断し、非公開とする場合。
- c.個人情報を保護する必要があると各委員長が判断し、非公開とする場合。
- d.その他、個別に非公開とする必要が生じ、各委員長が判断し、非公開とする場合

なお、審議を非公開とする場合には、議決権の3分の2以上の賛成を得た上で、その理由について本委員会のホームページ上に掲載しなければならない。

 内の記載は、評価機関の要件の内容を示す。

 内の記載は、規則・要領の内容を示す。

(参考1) 評価機関の要件と委員会規則・要領との適合状況

(3) 規格評価プロセス

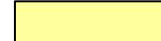
- ① 評価される民間規格に関する者は、規格評価プロセスへの参加が認められなければならない。

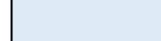
【規則 第4条】

本委員会の委員は、学識経験者、消費者団体及び規格に係るその他の関連する組織・団体等の推薦を受け、本委員会の承認により選任される。なお、民間規格等に係る利害関係者は幅広く選任し、一切の金銭的な制約や団体組織の会員資格を条件づけない。

【規則 第13条】

プロセス評価委員会の委員は、本委員会の委員に加え、民間規格等に係る技術分野、消費者問題、法律、ジャーナリズム等の幅広い分野の委員で構成し、一切の金銭的な制約や団体組織の会員資格を条件づけない。

 内の記載は、評価機関の要件の内容を示す。

 内の記載は、規則・要領の内容を示す。

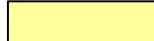
(参考1) 評価機関の要件と委員会規則・要領との適合状況

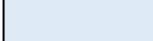
(3) 規格評価プロセス

② 民間規格評価機関は、規格評価プロセスへの参加に金銭的な制約を設けてはならない。

【規則 第23条】

本委員会の運営に係る経費は、日本溶接協会の理事会の承認を経て、日本溶接協会の実施事業等会計から支出する。ただし、民間規格等の審議に一定以上の経費を要する場合、本委員会は審議案件の民間規格等作成団体等に対して、実費の負担を求めることができる。

 内の記載は、評価機関の要件の内容を示す。

 内の記載は、規則・要領の内容を示す。

(参考1) 評価機関の要件と委員会規則・要領との適合状況

(3) 規格評価プロセス

③ 民間規格評価機関は、評価委員会での議決への参加資格に、組織の会員資格を条件付けてはならない。

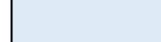
【規則 第4条】

本委員会の委員は、学識経験者、消費者団体及び規格に係るその他の関連する組織・団体等の推薦を受け、本委員会の承認により選任される。なお、民間規格等に係る利害関係者は幅広く選任し、一切の金銭的な制約や団体組織の会員資格を条件づけない。

【規則 第13条】

プロセス評価委員会の委員は、本委員会の委員に加え、民間規格等に係る技術分野、消費者問題、法律、ジャーナリズム等の幅広い分野の委員で構成し、一切の金銭的な制約や団体組織の会員資格を条件づけない。

 内の記載は、評価機関の要件の内容を示す。

 内の記載は、規則・要領の内容を示す。

(参考1) 評価機関の要件と委員会規則・要領との適合状況

(3) 規格評価プロセス

④ 民間規格評価機関は、作為又は不作為に関する規格評価プロセス上の不適切な取り扱いに対する異議申立ての適切な処理手順を文書で定めなければならない。

【規則 第20条】

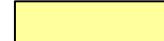
本委員会は妥当性を評価した民間規格等について、評価プロセス上の不適切な取り扱いに関する外部又は内部からの異議等（異議、苦情）申立があった場合、その事案に対応する。

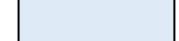
【民間規格等の審議に係る要領 7.(2)】

本委員会は、リスト化した民間規格等について、文書等により異議等（異議および苦情）があった場合には、「異議等申立対応要領」に従い対応する。

【異議申立等対応要領 第1～4章】

（省略）

 内の記載は、評価機関の要件の内容を示す。

 内の記載は、規則・要領の内容を示す。

(参考1) 評価機関の要件と委員会規則・要領との適合状況

(3) 規格評価プロセス

⑤ 民間規格評価機関は、評価委員会の運営、議決方法及び規格評価プロセスについて、適切な手順を文書で定めなければならぬ。

【規則 第7条】

本委員会は、全委員数の3分の2以上の出席のもとにおいて審議し、その過半数の賛成をもって決議とする。必要な場合、書面による議決を行うことができる。なお、審議案件の民間規格等作成団体委員を兼務する委員は、議決に参加できない。

【規則 第10条】

本委員会の承認を得た後、技術評価書（案）について外部に公開し意見を聞く手続きを実施する。また意見に対し必要に応じて評価の見直しを行う。外部への公開方法は「情報公開等に係る要領」による。

【規則 第16条】

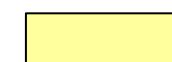
プロセス評価委員会は、全委員数の3分の2以上かつ本委員会の委員を兼務していない委員（プロセス評価委員会の委員長および副委員長を含む）の出席者数が、本委員会を兼務している委員の出席者数以上の出席のもとにおいて審議し、その過半数の賛成をもって議決とする。必要な場合、書面による議決を行うことができる。なお、審議案件の民間規格等作成団体委員を兼務する委員は、議決に参加できない。

【民間規格等の審議に係る要領 2.～3.】

（省略）

【情報公開等に係る要領 1.】

（省略）



内の記載は、評価機関の要件の内容を示す。



内の記載は、規則・要領の内容を示す。

(参考1) 評価機関の要件と委員会規則・要領との適合状況

(3) 規格評価プロセス

⑥ 民間規格評価機関が民間規格等の評価を行うに当たっては、保安検査の方法としての保安面での妥当性について、次の観点から評価し、評価結果を評価書としてとりまとめなければならない。

- ・技術基準で要求される性能との項目上の対応が取れていること。
- ・検査を行うに当たって必要な技術的事項について、検査項目毎に、具体的な手法や仕様が示されていること。
- ・評価を行う民間規格等の規定内容が明確かつ実現可能で、規格体系として成立するものであること。
- ・関連する技術の動向及び最新知見を参照し、考慮していること。

また、必要な場合は、評価を行う民間規格等制改定プロセスの公平性、公正性及び公開性を確認しなければならない。

【民間規格等の審議に係る要領 2. (1)】

民間規格等作成団体より審議に必要な資料の提出を受け、以下の観点から評価した結果をまとめた技術評価書を作成する。

- ・技術基準で要求される性能との項目上の対応が取れていること。
- ・検査を行うに当たって必要な技術的事項について、検査項目毎に、具体的な手法や仕様が示されていること。
- ・評価を行う民間規格等の規定内容が明確かつ実現可能で、規格体系として成立するものであるか。
- ・関連する技術の動向及び最新知見を参照し、考慮しているか。

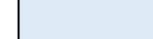
【民間規格等の審議に係る要領 2. (4)】

本委員会では、「民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の高圧ガス保安法における保安検査の方法としての妥当性確認のプロセスについて（内規）」の別紙「民間規格評価機関の要件」の2. 要件(3) 評価プロセス⑥に従い、評価する民間規格等と高圧ガス保安法の省令等に規定されている技術基準との対応関係を確認すること等によりその妥当性を評価するとともに、その制改定プロセスにおいて技術的専門性が反映されていることを評価するための審議を行う。

【審議に係る要領 3. (4)】

プロセス評価委員会では、評価する民間規格等の制改定プロセスの公平性、公正性及び公開性等を含めた全体評価をするための審議を行う。

 内の記載は、評価機関の要件の内容を示す。

 内の記載は、規則・要領の内容を示す。

(参考1) 評価機関の要件と委員会規則・要領との適合状況

(3) 規格評価プロセス

⑦ 民間規格評価機関は、民間規格評価活動に係る業務計画を、少なくとも1年に1回、適切な方法で公表しなければならない。ただし、早急に民間規格評価活動を行う必要が生じた場合はこの限りでない。

【規則 第3条第一号】

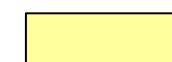
本委員会は、第1条の目的を達成するため次の各号の業務を行う。

一 本委員会の事業計画の策定及び事業報告

(以下、略)

【情報公開等に係る要領 4.】

事業報告及び計画については、日本溶接協会の理事会の承認を得て、本委員会のホームページにて公開する。



内の記載は、評価機関の要件の内容を示す。



内の記載は、規則・要領の内容を示す。

(参考1) 評価機関の要件と委員会規則・要領との適合状況

(3) 規格評価プロセス

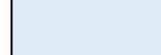
⑧ 民間規格評価機関は、上記プロセスにより民間規格等の評価を行う場合、その評価結果をとりまとめる前に、少なくとも30日間の意見公募期間を設け、評価書案を添付して広く意見募集を実施し、その結果得られた意見について適切に対応しなければならない。また、その際、評価書案を国に提出しなければならない。

【民間規格等の審議に係る要領 2. (6)】

事務局は、本委員会の承認を得た後に、保安検査の方法としての民間規格等を外部に公開し意見を聞く手続き（以下、パブリックコメント。）を実施する。パブリックコメントの手順は以下の通り。

- a.外部への公開方法等のパブリックコメントの詳細は、「情報公開等に係る要領」による。
- b.パブリックコメントを開始する際は、経済産業省に本委員会の委員長名で技術評価書（案）を提出する。
- c.パブリックコメントは、少なくとも30日間の意見公募期間を設け、技術評価書（案）を添付して広く意見募集を実施して行う。
- d.事務局は、パブリックコメントの結果をまとめ、メール等により本委員会の委員に通知する。
- e.委員長は、パブリックコメントにより重大な修正が必要であると判断される場合は、審議資料もしくは技術評価書（案）の修正または本委員会での再審議等の必要な対応を行う。

 内の記載は、評価機関の要件の内容を示す。

 内の記載は、規則・要領の内容を示す。

(参考1) 評価機関の要件と委員会規則・要領との適合状況

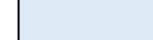
(3) 規格評価プロセス

⑨ 民間規格評価機関は、承認した民間規格等を、自らが評価・承認した民間規格等の一覧表に掲載し公開しなければならない。

【民間規格等の審議に係る要領 3.(6)】

事務局は、保安検査の方法としての妥当性を確認した民間規格について、全体評価書を添えて本委員会の委員長名およびプロセス評価委員会の委員長名で経済産業省に報告した後、本委員会のホームページ上の規格リストに記載する。

 内の記載は、評価機関の要件の内容を示す。

 内の記載は、規則・要領の内容を示す。

(参考1) 評価機関の要件と委員会規則・要領との適合状況

(4) 評価業務管理

- ① 民間規格評価機関は、規格利用者からの技術的な問い合わせに対応可能な体制を整えなければならない。

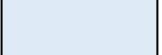
【規則 第20条】

本委員会は妥当性を評価した民間規格等について、評価プロセス上の不適切な取り扱いに関する外部又は内部からの異議等（異議、苦情）申立があった場合、その事案に対応する。

【民間規格等の審議に係る要領 7.(1)】

本委員会は、リスト化した民間規格について、文書等により問い合わせがあった場合、その内容に応じて質問者に回答を行う。また、回答するにあたり、当該規格を作成した民間規格等作成団体に問い合わせへの回答を依頼することができる。

 内の記載は、評価機関の要件の内容を示す。

 内の記載は、規則・要領の内容を示す。

(参考1) 評価機関の要件と委員会規則・要領との適合状況

(4) 評価業務管理

②評価した規格について、規格として承認された日から少なくとも5年に1回は、改正、廃止又は確認が行われるよう適切に管理をしなければならない。

【規則 第28条】

事務局は、承認された民間規格等が、承認日から少なくとも5年以内に改正、廃止、確認が行われているかを確認し、本委員会へ報告する。

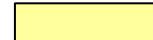
【民間規格等の審議に係る要領 3.(7)】

リスト化された民間規格を作成した民間規格等作成団体は、リスト化された時点から少なくとも5年以内に当該規格の改定、廃止及び確認のいずれかによる見直しを行い、その内容について事務局に連絡する。事務局は、連絡の有無を含め見直し内容を確認のうえ、本委員会へ報告する。

改定：引用法令等の改正、最新技術の取り込み等により規格の修正を行うこと。

廃止：規格の必要がなくなったため廃止すること。

確認：規格の内容を修正することなく継続して使用できること。

 内の記載は、評価機関の要件の内容を示す。

 内の記載は、規則・要領の内容を示す。

(参考1) 評価機関の要件と委員会規則・要領との適合状況

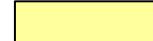
(4) 評価業務管理

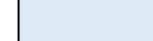
③ 民間規格評価機関は、評価委員会の議事録、及び資料並びに評価委員会活動で使用した技術的根拠資料については、その記録を適切に維持管理しなければならない。

【規則 第26条】

各委員会は、議事要録を作成し審議経過を記録する。

各委員会は、議事要録、配布資料及び審議に使用した技術的根拠資料を5年間保管する。また、事務局が保管管理を行う。

 内の記載は、評価機関の要件の内容を示す。

 内の記載は、規則・要領の内容を示す。

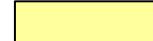
(参考1) 評価機関の要件と委員会規則・要領との適合状況

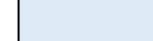
(4) 評価業務管理

④ 民間規格評価機関は、評価プロセスが適切に運営・維持されていることについて、年1回以上、有識者等による外部評価を受け、その結果を踏まえて必要な改善策等を講じなければならない。

【規則 第27条】

民間規格等の制改定に係る評価プロセスの運営・維持については、「外部評価等に係る要領」に従い、年1回の有識者により構成された外部評価委員会の外部評価を受けなくてはならない。外部評価の結果を踏まえて、本委員会およびプロセス評価委員会は、必要な改善策等を講じなければならない。

 内の記載は、評価機関の要件の内容を示す。

 内の記載は、規則・要領の内容を示す。

(参考1) 評価機関の要件と委員会規則・要領との適合状況

(5) 国による指導等 民間規格評価機関は、国が、民間規格評価機関が要件に従い評価を適切に実施しているかを確認するために行う評価プロセスへの関与を受け入れなければならない。また、この結果を受けた産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会高圧ガス小委員会からの意見に基づき国が行う改善指導等に従わなければならない。

【規則 第9条】

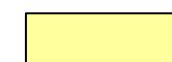
関係行政機関の職員は、本委員会に参加することができる。

【規則 第17条】

関係行政機関の職員は、プロセス評価委員会に参加することができる。

【規則 第27条の2】

民間規格評価機関の要件に基づく国からの指導が行われた場合、本委員会およびプロセス評価委員会はそれに従うものとする。



内の記載は、評価機関の要件の内容を示す。



内の記載は、規則・要領の内容を示す。

(参考2) 各委員会の委員構成（予定）

（1）設備技術規格評価委員会（12名）

No.	属性（専門分野）
1	学識者（エネルギー化学、安全工学、リスク工学）
2	学識者（リスクベース保全、信頼性工学、破壊力学）
3	学識者（破壊力学、材料力学、金属疲労）
4	スーパー認定事業者（保安管理部門）
5	スーパー認定事業者（保安管理部門）
6	検査会社（保安検査に用いる非破壊検査）
7	検査会社（保安検査に用いる非破壊検査）
8	圧力設備の設計・製作会社（高圧ガス製造施設の圧力設備）
9	圧力設備の設計・製作会社（高圧ガス製造施設の圧力設備）
10	エンジニアリング会社（高圧ガス製造施設の設計）
11	エンジニアリング会社（高圧ガス製造施設の設計）
12	指定保安検査機関（経済産業省 認定）

備考)

- ・No.1～12はプロセス評価委員会の委員を兼任する。
- ・委員長および副委員長は未定。（委員会発足時に互選）

(参考2) 各委員会の委員構成（予定）

(2) プロセス評価委員会（28名）

No.	属性（専門分野）	No.	属性（専門分野）
1	学識者（エネルギー化学、安全工学、リスク工学）	13	有識者（安全工学、石油タンク、非破壊検査）
2	学識者（リスクベース保全、信頼性工学、破壊力学）	14	有識者（機械材料、材料力学、金属疲労）
3	学識者（破壊力学、材料力学、金属疲労）	15	有識者（環境影響、産業連関論）
4	スーパー認定事業者（高度な保安管理の実施者）	16	有識者（反応工学、材料工学）
5	スーパー認定事業者（高度な保安管理の実施者）	17	有識者（登録安全管理審査機関）
6	検査会社（保安検査に用いる非破壊検査）	18	消費者問題の専門家（消費生活アドバイザー）
7	検査会社（保安検査に用いる非破壊検査）	19	弁護士
8	圧力設備の設計・製作会社（高圧ガス製造施設の圧力設備）	20	弁護士
9	圧力設備の設計・製作会社（高圧ガス製造施設の圧力設備）	21	ジャーナリスト（石油化学プラントの設計・保全情報の出版）
10	エンジニアリング会社（高圧ガス製造施設の設計）	22	ジャーナリスト（エネルギー関連新聞社）
11	エンジニアリング会社（高圧ガス製造施設の設計）	23	地方自治体（産業保安、防災）
12	指定保安検査機関（保安検査の実施者）	24	地方自治体（産業保安、防災）
備考)		25	有識者（安全工学）
・No.1～12は設備技術規格評価委員会の委員が兼任する。		26	有識者（腐食防食）
・No.13～28は設備技術規格評価委員会の委員を兼任しない。		27	有識者（産業組織マネジメントコンサルタント）
・委員長および副委員長は未定。（委員会発足時に互選）		28	有識者（石油・化学プラントの安全指導、安全システム開発）

(参考2) 各委員会の委員構成（予定）

（3）外部評価委員会（3名）

No.	属性
1	◎学識者（構造安全評価、材料力学、非破壊検査）
2	弁護士
3	適合性認定機関

◎委員長（予定）

設備技術規格評価委員会 規則（案）

2024年 月 日 制定

（目的）

第1条　設備技術規格評価委員会（以下、「本委員会」という。英名：Equipment Standards and Codes Committee(略称：ESCC)）は、公正性、公平性、公開性及び技術的能力・管理能力を有する民間規格評価機関として、一般高圧ガス保安規則第94条の7の13第5項第3号及びコンビナート等保安規則第94条の7の13第5項第3号に基づき、特定認定高度保安実施者が行う保安検査の方法として適用する民間規格等について、高圧ガス保安法の関係省令等に規定されている技術基準との対応関係を確認すること、民間規格等制改定プロセスにおいて技術的専門性が反映されていること、民間規格等制改定プロセスの公平性、公正性及び公開性等を確認すること等により自主的な保安確保に資する保安検査の方法としての民間規格等の妥当性を評価することで、高圧ガス設備の保安及び公衆の安全並びに高圧ガス関連事業の一層の効率化に資することを目的とする。

なお、本委員会は第三者審査機関として一般社団法人日本溶接協会（以下、日本溶接協会という。）に設置するものとし、民間規格等の妥当性を評価するにあたり、その審査及び手続においては日本溶接協会の規格作成部門及び民間規格等作成団体から独立して中立公正に行う。

（組織の体系）

第2条　本委員会は、民間規格等の妥当性を評価するにあたり、その審査及び手続においては日本溶接協会の規格作成部門から独立して中立公正に行うため、日本溶接協会が定める特別委員会として設置される。

本委員会は、民間規格等の制改定プロセスを評価するプロセス評価委員会および評価プロセスが適切に運営・維持されていることについて外部評価する外部評価委員会を設置する。また、本委員会は、必要に応じて特別調査WGを設置する。

（本委員会の業務）

第3条　本委員会は、第1条の目的を達成するため次の各号の業務を行う。

- 一 本委員会の事業計画の策定及び事業報告
- 二 本委員会の事業計画に基づく予算策定及び決算報告
- 三 民間規格等作成団体から要請があった保安検査の方法としての民間規格等の評価について、民間規格評価機関の要件に従い、技術評価書等を取りまとめ保安検査の方法としての保安面での妥当性について審議、承認を行う。
- 四 プロセス評価委員会、外部評価委員会および特別調査WGの設置、改廃及び

各委員会からの報告内容に関する審議、承認

五 その他必要と認める業務

(本委員会の構成)

第4条 本委員会の委員は、学識経験者、消費者団体及び規格に係るその他の関連する組織・団体等の推薦を受け、本委員会の承認により選任される。なお、民間規格等に係る利害関係者は幅広く選任し、一切の金銭的な制約や団体組織の会員資格を条件づけない。

2. 委員の属性については、「民間規格等の審議に係る要領」に定める。

(本委員会の委員の委嘱)

第5条 本委員会の委員は、本委員会の議決（初回は委員候補が相互に承認）に基づき、本委員会の委員長の推薦により会長が委嘱する。ただし、委員の所属組織内における人事異動に伴う委員の補充等の場合はこれを引き継ぐことができる。

2. 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。補充された委員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。また委員は委嘱時点で70歳までとする。
3. 委員長は、本委員会の業務を遂行するために必要と判断した場合、幹事を委員の中から若干名指名することができる。
4. 本委員会の委員は、その任期中に自ら辞意を表明し、その職を辞することができる。
5. 本委員会の委員は、本委員会の活動に障害を与えるような行為を行った場合、本委員会の委員数の過半数が賛成する議決により解任される場合がある。この場合、必要に応じて書面による議決を行うことができる。
6. 本委員会の委員は、自らが議決の対象となる場合には、前項の議決に加わることはできない。

(本委員会の委員長及び副委員長)

第6条 本委員会に委員長1名、副委員長1名を置く。委員長及び副委員長の任期は、委員の任期に従う。また、連続した再選は二期までとする。

2. 委員長及び副委員長は本委員会の委員の互選により定め、委員長は日本溶接協会の理事会の議決を得て会長が委嘱する。副委員長は本委員会の議決を得て委員長の推薦により会長が委嘱する。
3. 委員長は、本委員会を代表して会務を総括し、また本委員会の業務を遂行するため本委員会を招集し、その議長になる。
4. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
5. 委員長は、委員任期終了後も、次の委員長が選出されるまでの間、委員長の職務を行う。

(本委員会の審議)

- 第7条 本委員会は、全委員数の3分の2以上の出席のもとにおいて審議し、その過半数の賛成をもって決議とする。必要な場合、書面による議決を行うことができる。なお、審議案件の民間規格等作成団体委員を兼務する委員は、議決に参加できない。
2. 前項の議決において、賛否同数の場合においては、委員長が決定する。
 3. 本委員会の出席については、委任状または代理者をもって行うことができる。ただし、代理者は委員と同一の関係分野であること。

(審議対象と要件)

- 第8条 本委員会に評価の審査を申請する民間規格等は以下の要件を満たしていなければならない。
- 一 一般高圧ガス保安規則第94条の7の13第5項第3号およびコンビナート等保安規則第49条の7の13第5項第3号に基づき、特定認定高度保安実施者が用いる保安検査の方法としての民間規格等であること。
 - 二 附属書1「審査申請する規格基準類の要件」を満足しているか、または附属書1との差異について説明責任を果たせる民間規格等であること。

(本委員会への参加)

- 第9条 関係行政機関の職員は、本委員会に参加することができる。
2. 必要がある場合、委員以外も本委員会の承認を得て本委員会に参加することができる。
 3. 委員以外の本委員会への参加者は、委員長の承認を得て意見を述べることができるが、審議案件の議決に参加することはできない。

(パブリックコメントについて)

- 第10条 本委員会の承認を得た後、技術評価書(案)について外部に公開し意見を聞く手続きを実施する。また意見に対し必要に応じて評価の見直しを行う。外部への公開方法は「情報公開等に係る要領」による。

(本委員会の公開)

- 第11条 本委員会は「情報公開等に係る要領」に基づき公開を原則とするが、知的財産権及び個人情報の保護が必要な場合等は非公開とすることができる。

(プロセス評価委員会の業務)

- 第12条 本委員会は、第1条の目的を達成するため、プロセス評価委員会を置く。
2. プロセス評価委員会は、「参考、民間規格評価機関の要件(2. 要件(3)規格評価プロセス⑥)」に基づき、本委員会により審議、承認された民間規格等に対して、本委員会の審議内容ならびに制改定プロセスの公平性、公正性及び公開性等を

含めた全体評価を行うための審議、承認を行う。

(プロセス評価委員会の構成)

第13条 プロセス評価委員会の委員は、本委員会の委員に加え、民間規格等に係る技術分野、消費者問題、法律、ジャーナリズム等の幅広い分野の委員で構成し、一切の金銭的な制約や団体組織の会員資格を条件づけない。

2. 委員の属性の詳細については、「民間規格等の審議に係る要領」に定める。

(プロセス評価委員の委嘱)

第14条 プロセス評価委員会の委員は、プロセス評価委員会の承認（初回は委員候補が相互に承認）に基づき、本委員会の委員長が委嘱する。ただし、プロセス評価委員会の委員の所属組織内における人事異動に伴う委員の補充等の場合はこれを引き継ぐことができる。

2. プロセス評価委員会の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。補充された委員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。また、委員は委嘱時点で70歳未満とする。
3. プロセス評価委員会の委員は、その任期中に自ら辞意を表明し、その職を辞することができる。
4. プロセス評価委員会の委員は、プロセス評価委員会の活動に障害を与えるような行為を行った場合、プロセス評価委員会の委員数の過半数が賛成する議決により解任される場合がある。この場合、必要に応じて書面による議決を行うことができる。
5. プロセス評価委員会の委員は、自らが議決の対象となる場合には、前項の議決に加わることはできない。

(プロセス評価委員会の委員長及び副委員長)

第15条 プロセス評価委員会に委員長1名、副委員長1名を置く。委員長及び副委員長の任期は、委員の任期に従う。なお、委員長および副委員長は本委員会の委員を兼務しない。

2. 委員長及び副委員長は、プロセス評価委員会の委員の互選により定め、本委員会の委員長が委嘱する。
3. 委員長は、プロセス評価委員会を代表して会務を総括し、またプロセス評価委員会を招集し、その議長になる。
4. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
5. 委員長は、委員任期終了後も、次の委員長が選出されるまでの間、委員長の職務を行う。

(プロセス評価委員会の審議)

第16条 プロセス評価委員会は、全委員数の3分の2以上かつ本委員会の委員を兼務していない委員（プロセス評価委員会の委員長および副委員長を含む）の出席者数が、本委員会を兼務している委員の出席者数以上の出席のもとにおいて審議し、その過半数の賛成をもって議決とする。必要な場合、書面による議決を行うことができる。なお、審議案件の民間規格等作成団体委員を兼務する委員は、議決に参加できない。

2. 前項の議決において、賛否同数の場合においては、委員長が決定する。
3. プロセス評価委員会の出席については、委任状または代理者をもって行うことができる。ただし、代理者は委員と同一の関係分野であること。

（プロセス評価委員会への参加）

第17条 関係行政機関の職員は、プロセス評価委員会に参加することができる。

2. 必要がある場合、委員以外もプロセス評価委員会の承認を得てプロセス評価委員会に参加することができる。
3. 委員以外のプロセス評価委員会への参加者は、委員長の承認を得て意見を述べることができるが、審議案件の議決に参加することはできない。

（プロセス評価委員会の公開）

第18条 プロセス評価委員会は「情報公開等に係る要領」に基づき公開を原則とするが、知的財産権及び個人情報の保護が必要な場合等は非公開とすることができる。

（特別調査WG（ワーキング）の業務と運用）

第19条 特別調査WGの設置、改廃は本委員会の承認を得て行う。

2. 特別調査WGは、本委員会の委任を受け、技術基準適合性の評価、調査研究等の特命事項について活動を行い、その結果を本委員会に報告する。
3. 特別調査WGの委員の構成や議決方法等については、特別調査WGの設置の都度、本委員会が決定する。

（問い合わせ、異議等申立への対応）

第20条 本委員会は妥当性を評価した民間規格等について、評価プロセス上の不適切な取り扱いに関する外部又は内部からの異議等（異議、苦情）申立があった場合、その事案に対応する。

2. 本委員会は妥当性を評価した民間規格等について、文書等により問い合わせがあった場合、質問者に回答を行う。また、必要に応じて、当該規格を作成した民間規格等作成団体に質問を送付し、回答するよう依頼することができる。
3. 対応手順の詳細は、「民間規格等の審議に係る要領」および「異議等申立対応要領」に定める。

（事務局）

第21条 各委員会の運営に関する事務を処理するため、事務局を置く。事務局は、日本溶接協会に置く。

2. 事務局員は日本溶接協会を含む民間規格等作成団体の規格制改定業務に関与してはならない。
3. 制改定を実施した民間規格等に係る一覧表の作成及び公開、見直しの管理に係る事務を行う。

(会計)

第22条 会計処理は、日本溶接協会が実施する。本委員会、プロセス評価委員会、外部評価委員会および特別調査WGの運営に係る経費の総額を明確に区分し、その収支明細を開示するものとする。

(運営費)

第23条 前条の本委員会の運営に係る経費は、日本溶接協会の理事会の承認を経て、日本溶接協会の実施事業等会計から支出する。

ただし、民間規格等の審議に一定以上の経費を要する場合、本委員会は審議案件の民間規格等作成団体等に対して、実費の負担を求めることができる。

(業務の委託及び受託)

第24条 本委員会は第1条の目的を達成するため、日本溶接協会より他の関係機関にその業務の一部を委託、また、他の関係機関からの業務を受託することができる。

(事業年度)

第25条 本委員会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(記録の作成、保管)

第26条 各委員会は、議事要録を作成し審議経過を記録する。

2. 各委員会は、議事要録、配布資料及び審議に使用した技術的根拠資料を5年間保管する。また、事務局が保管管理を行う。

(外部評価)

第27条 民間規格等の制改定に係る評価プロセスの運営・維持については、「外部評価等に係る要領」に従い、年1回の有識者により構成された外部評価委員会の外部評価を受けなくてはならない。外部評価の結果を踏まえて、本委員会およびプロセス評価委員会は、必要な改善策等を講じなければならない。

2. 民間規格評価機関の要件に基づく国からの指導が行われた場合、本委員会およびプロセス評価委員会はそれに従うものとする。

(規格の見直し)

第28条 事務局は、承認された民間規格等が、承認日から少なくとも5年以内に改正、廃止、確認が行われているかを確認し、本委員会へ報告する。

(その他規定されていない事項)

第29条 本規則に定めのない具体的な手順等は、別に定める要領等による。

2. この規則の変更又はこの規則に定められていない事項については、本委員会または理事会の承認を経て定める。

附則1（2024年　月　日）

1. 本規則は、本委員会が民間規格評価機関として国より認可された日を制定日とする。
2. 本委員会の事業年度は、初年度においては本委員会発足時より翌年の3月31日までとする。
3. 委員の任期は、初年度においては本委員会発足時より 202●年●●月●●日までとする。

附属書1 「審査申請する規格基準類の要件」

日本溶接協会に設置する本委員会で評価する民間規格等は、一般高压ガス保安規則第94条の7の13第5項第3号およびコンビナート等保安規則第94条の7の13第5項第3号に基づき、特定認定高度保安実施者が用いる保安検査の方法であり、次の要件又はそれ以上の基準により制定されたものでなければならない。

1. 公開性

当該規格に関連する各分野からの参加と委員への任命条件に何らかの制限がないこと。即ち、その規格の制定審議をする委員の任命にあたっては、過度な財政的障壁(国内外的一般的な学協会会合の参加費程度は除く)を設けていないこと、また何らかの組織団体への所属を前提としていないこと。

2. 優越性の排除

当該規格に関連する各分野の審議委員が特定の分野に偏っておらず、また特定の利害を持つ個人または集団等が支配的とならないように配慮した規格制定審議手順が定められていること。この場合の支配的とは、抜きんでた権限、上位の立場としての威力、影響力を持つ立場もしくはその行使によって、他の見解に対する公明正大な検討を排除することを意味する。

3. 当該規格の制改訂に関与する委員のバランス

当該規格の制改訂に関与する委員の分野とは、少なくとも次の三つの分野を指し、特定の分野の委員が1/3を超えていないこと。

- 1) 関連する製品の生産者またはサービスの提供者
- 2) 製品又はサービスのユーザー
- 3) 一般的な利害関係者

4. 関連規格との調和

規格としての体系性が考慮されていること。即ち関連する規格との連続性、連携性、調和性のあるものであること。

5. ハブリックコメントの実施

ハブリックコメントを実施した規格であること。ここにおいてハブリックコメントとは、インターネット上のホームページ等によりハブリックコメントが広く一般に告知され、関連する個人または団体が意見を制限なく提出でき、それに対する回答も公示されている状態を指す。

6. コンセンサスに対するエビデンス

規格策定プロセスにおいて、コンセンサスが得られた状態となるまでの審議手順について明確化されており、またその過程が正しく進められることについて、議事録などでエビデンスが確認できるものであること。

ここにおいてコンセンサスが得られた状態とは、全ての視点、意見に対しての議論検討が完了し、その解決のための努力がなされた時点を言う。

7. 不服の申し立て

規格の策定プロセスにおいて、倫理に反する行為、作為または不作為等の手続上の問題に対する異議があった場合は、その異議の申し立てを受け付け、第三者が公正に審議できる体制を整えていること。

8. 規格の解釈対応責任

規格の運用後の解釈問い合わせの方法が明示され、その解釈に対する回答が公開されていること。

9. 規格の維持管理責任

規格の改定見直しが少なくとも 5 年に一度実施され、今後もその改定見直しが継続で きる体制が確認できること。

参考. 民間規格評価機関の要件（※）

1. 適用範囲

一般高圧ガス保安規則第94条の7の13第5項第3号及びコンビナート等保安規則第49条の7の13第5項第3号において規定されている民間規格評価機関に適用するものである。

2. 要件

（1）一般

- ① 民間規格評価機関が民間規格等の評価を行う業務を遂行するための方針及び手順は、差別的であってはならない。
- ② 民間規格評価機関が民間規格等の評価を行う際には、要請があった評価に關係する事項に限定しなければならない。

（2）組織

- ① 民間規格等の評価を行うに当たって、高圧ガス保安法の省令等に規定されている技術基準との対応関係を確認すること等によりその妥当性を評価するとともに、民間規格等制改定プロセスにおいて技術的専門性が反映されていることを評価する技術評価委員会（専門家及び当該民間規格に關係する者で構成）と民間規格等制改定プロセスの公平性、公正性及び公開性等を含めた全体評価を行う民間規格評価委員会（技術評価委員会より幅広い専門家で構成）を設置するなど、評価対象となる民間規格等の内容及び分量を勘案し、評価が十分かつ確実に行われるような評価体制を構築し、その設置及び運営のための公式な規則を持たなければならない。
- ② 民間規格評価委員会は、民間規格等に係る技術分野に加え、消費者問題、法律、ジャーナリズム等の幅広い分野の専門家から構成しなければならない。また、評価対象となる民間規格等の關係者を可能な限り幅広く加えなければならない。
- ③ 評価に従事する専門家は、評価対象となる民間規格等の制改定（過去の制改定を除く）に関与していない者でなければならない。また、事務局員（評価委員会の議事録作成等の業務を行う者をいう）は、規格策定に関し一定の知見を有し、民間規格等作成団体の規格制改定業務に従事していない者でなければならない。
- ④ 民間規格等に關係する分野は当該民間規格等の内容によって異なるので、關係する分野を明確にし、その内容についての開示請求があれば開示しなければならない。
- ⑤ 評価委員会の審議の内容については、傍聴、議事録の公表、議事概要の公表のうち、少なくともいずれかの方法により、公開されなければならない。
- ⑥ 民間規格評価機関は、⑤にかかわらず、規格評価委員会の審議を非公開とする場合には、その理由を明示しなければならない。

（3）規格評価プロセス

- ① 評価される民間規格に関する者は、規格評価プロセスへの参加が認められなければならない。
- ② 民間規格評価機関は、規格評価プロセスへの参加に金銭的な制約を設けてはならない。
- ③ 民間規格評価機関は、評価委員会での議決への参加資格に、組織の会員資格を条件付けてはならない。
- ④ 民間規格評価機関は、作為又は不作為に関する規格評価プロセス上の不適切な取扱いに対する異議申立ての適切な処理手順を文書で定めなければならない。
- ⑤ 民間規格評価機関は、評価委員会の運営、議決方法及び規格評価プロセスについて、適切な手順を文書で定めなければならない。
- ⑥ 民間規格評価機関が民間規格等の評価を行うに当たっては、保安検査の方法としての保安面での妥当性について、次の観点から評価し、評価結果を評価書としてとりまとめなければならない。
 - ・ 技術基準で要求される性能との項目上の対応が取れていること。
 - ・ 検査を行うに当たって必要な技術的事項について、検査項目毎に、具体的な手法や仕様が示されていること。
 - ・ 評価を行う民間規格等の規定内容が明確かつ実現可能で、規格体系として成立することであること。
 - ・ 関連する技術の動向及び最新知見を参照し、考慮していること。
- また、必要な場合は、評価を行う民間規格等制改定プロセスの公平性、公正性及び公開性を確認しなければならない。
- ⑦ 民間規格評価機関は、民間規格評価活動に係る業務計画を、少なくとも1年に1回、適切な方法で公表しなければならない。ただし、早急に民間規格評価活動を行う必要が生じた場合はこの限りでない。
- ⑧ 民間規格評価機関は、上記プロセスにより民間規格等の評価を行う場合、その評価結果をとりまとめる前に、少なくとも30日間の意見公募期間を設け、評価書案を添付して広く意見募集を実施し、その結果得られた意見について適切に対応しなければならない。また、その際、評価書案を国に提出しなければならない。
- ⑨ 民間規格評価機関は、承認した民間規格等を、自らが評価・承認した民間規格等の一覧表に掲載し公開しなければならない。

(4) 評価業務管理

- ① 民間規格評価機関は、規格利用者からの技術的な問い合わせに対応可能な体制を整えなければならない。
- ② 評価した規格について、規格として承認された日から少なくとも5年に1回は、改正、廃止又は確認が行われるよう適切に管理をしなければならない。
- ③ 民間規格評価機関は、評価委員会の議事録、及び資料並びに評価委員会活動で使用した技術的根拠資料については、その記録を適切に維持管理しなければならない。
- ④ 民間規格評価機関は、評価プロセスが適切に運営・維持されていることについて、年1

回以上、有識者等による外部評価を受け、その結果を踏まえて必要な改善策等を講じなければならない。

（5）国による指導等

- ① 民間規格評価機関は、国が、民間規格評価機関が要件に従い評価を適切に実施しているかを確認するために行う評価プロセスへの関与を受け入れなければならない。また、この結果を受けた産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会高圧ガス小委員会からの意見に基づき国が行う改善指導等に従わなければならない。

以上

(※) 経済産業省 20231213 保局第 3 号「民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の高圧ガス保安法における保安検査の方法としての妥当性確認のプロセスについて（内規）」の別紙「民間規格評価機関の要件」を抜粋

民間規格等の審議に係る要領

2024年　月　日 制定

設備技術規格評価委員会（以下、本委員会）が、高压ガス保安法における保安検査の方法としての民間規格等の妥当性を評価するにあたり、本委員会の規則に定めのない具体的な審議要領について、以下の通り定める。

1. 評価申請の受付

事務局は、次年度の評価申請の受付のため、前年度中に「〇〇年度　高压ガス保安法における民間規格等の保安検査の方法としての妥当性評価申請について」として公募を行い、評価申請を受けた場合、評価申請を行った者（評価申請者）に対して審議に必要な添付資料1～6（以下、審議資料）の提出を求める。

原則として公募以外の方法により評価申請の受付は行わないものとするが、個別に評価申請の要請があった場合は、公募による受付と同様に審議資料の提出を求めたうえで、本委員会に受付可否を諮るものとする。

事務局は、評価申請の受付に基づき各委員会の開催等のスケジュールを策定し、次年度の事業計画に反映する。

2. 本委員会の審議手順

(1) 技術評価書（案）の作成と配布

事務局は、本委員会開催までに評価申請者より提出された審議資料にもとづき別紙1の技術評価書（案）の作成し、各委員に審議資料と併せて配布する。

(2) 委員からの意見聴取

事務局は、本評価委員会開催までに審議資料や技術評価書（案）に対する委員の意見を聴取する。

意見を聴取する方法は、原則として電磁的方法によるものとし、事務局は各委員から聴取した意見を電磁的記録により保管する。

(3) 意見聴取結果の提示と意見に対する評価申請者への回答要請

事務局は、本委員会開催までに各委員から聴取した意見を纏め、各委員および評価申請者に電磁的方法により提示し、評価申請者による回答が必要な場合は、評価申請者に本委員会開催までに回答を行うよう要請する。

(4) 本委員会での審議

本委員会では、経済産業省20231213保局第3号「民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の高压ガス保安法における保安検査の方法としての妥当性確認のプロ

セスについて（内規）」の別紙「民間規格評価機関の要件」の2. 要件（3）評価プロセス⑥に従い、評価する民間規格等と高压ガス保安法の関係省令等に規定されている技術基準との対応関係を確認すること等によりその妥当性を評価するとともに、その制改定プロセスにおいて技術的専門性が反映されていることを評価するための審議を行う。

審議は以下の項目に従い行う。

- a. 委員長は、本委員会を開催する。
- b. 本委員会は、審議資料および技術評価書（案）について審議する。
- c. 審議にあたり、事務局および評価申請者は必要に応じて審議資料についての説明や委員からの意見に対する回答を行う。
- d. 書面審議は委員長が必要と認めた場合に実施することができる。書面審議の結果は、文書で各委員に通知する。
- e. 委員長は、全ての意見に対する議論が完了した時点で本委員会の規則に基づく議決を行い、審議を終了する。

（5） 本委員会の審議結果と対応について

審議結果に対する各対応は以下の通りとする。なお、審議結果に基づく民間規格等の評価は、評価申請のあった保安検査の方法としての妥当性に関する事項に限定しなければならない。

- a. 本委員会の規則に従い承認が決議された後、意見公募手続きへ進む。
- b. 条件付き（審議資料もしくは技術評価書（案）の訂正等）で承認された場合は、後日、その条件を満足したことの証跡を事務局から本委員長へ送付し、本委員長の確認後、意見公募手続きへ進む。
- c. 再審議となった場合は、評価申請者は再審議のための本委員会開催までに再審議に必要な資料等を作成し、事務局に提出しなければならない。事務局は評価申請者から提出された再審議に必要な資料等を各委員に配布する。
- d. 保安検査の方法として不適として承認されなかった場合は、不適とした理由を記載した回答書を委員長名で事務局より評価申請者へ送付する。

（6） 意見公募手続き

事務局は、本委員会の承認を得た後に、保安検査の方法としての民間規格等を外部に公開し意見を聞く手続き（以下、パブリックコメント。）を実施する。パブリックコメントの手順は以下の通り。

- a. 外部への公開方法等のパブリックコメントの詳細は、「情報公開等に係る要領」による。
- b. パブリックコメントを開始する際は、経済産業省に本委員会の委員長名で技術評価書（案）を提出する。
- c. パブリックコメントは、少なくとも30日間の意見公募期間を設け、技術評価書（案）

を添付して広く意見募集を実施して行う。

- d. 事務局は、パブリックコメントの結果をまとめ、メール等により本委員会の委員に通知する。
- e. 委員長は、パブリックコメントにより重大な修正が必要であると判断される場合は、審議資料もしくは技術評価書（案）の修正または本委員会での再審議等の必要な対応を行う。

3. プロセス評価委員会の審議手順

(1) 全体評価書（案）の作成と配布

事務局は、本委員会の審議およびパブリックコメントへの対応が終了した後、プロセス評価委員会開催までに別紙2の全体評価書（案）を作成し、本委員会の議事録、技術評価書およびパブリックコメントへの対応に関する資料等と併せてプロセス評価委員に配布する。

(2) プロセス評価委員からの意見聴取

事務局は、プロセス評価委員会開催までに本委員会の議事録、審議資料、技術評価書、パブリックコメントへの対応に関する資料等および全体評価書（案）に対するプロセス評価委員の意見を聴取する。

意見を聴取する方法は、原則として電磁的方法によるものとし、事務局は各委員から聴取した意見を電磁的記録により保管する。

(3) 意見聴取結果の提示と意見に対する評価申請者への回答要請

事務局は、プロセス評価委員会開催までに各委員から聴取した意見を纏め、各委員に電磁的方法により提示するとともに、必要に応じてプロセス評価委員会にて意見に対する回答を行うよう評価申請者に要請する。

(4) プロセス評価委員会での審議

プロセス評価委員会では、評価する民間規格等の制改定プロセスの公平性、公正性及び公開性等を含めた全体評価をするための審議を行う。

審議は以下の項目に従い行う。

- a. プロセス評価委員長は、プロセス評価委員会を開催する。
- b. プロセス評価委員会は、本委員会の議事録、審議資料、技術評価書およびパブリックコメントへの対応に関する資料等に基づき、全体評価書（案）について審議する。
- c. 審議にあたり、事務局および評価申請者は必要に応じて審議資料についての説明や委員からの意見に対する回答を行う。
- d. 書面審議はプロセス評価委員長が必要と認めた場合に実施することができる。書面審議の結果は、文書で各委員に通知する。
- e. プロセス評価委員長は、全ての意見に対する議論が完了した時点で本委員会の規

則に基づく議決を行い、審議を終了する。

- f. プロセス評価委員会の審議の結果は、メール等により本委員会の委員に通知する。

(5) プロセス評価委員会の審議結果と対応について

審議結果に対する各対応は以下の通りとする。

- a. 本委員会の規則に従い承認が決議された後、当該民間規格を民間規格評価機関が保安検査の方法としての妥当性を確認した規格として、「民間規格等に関する設備技術規格評価委員会の規格番号の付与に係る要領」に基づき規格番号を付与する。
- b. 条件付き（全体技術評価書（案）の訂正等）で承認された場合は、後日、その条件を満足したことの証跡を事務局からプロセス評価委員長へ送付し、プロセス評価委員長の確認後、規格番号を付与する。
- c. 制改定プロセスに重大な不備があり承認されなかった場合は、本委員会の委員長は本委員会での再審議等、必要な対応を行う。

(6) 民間規格のリスト化

事務局は、保安検査の方法としての妥当性を確認した民間規格について、全体評価書を添えて本委員会の委員長名およびプロセス評価委員会の委員長名で経済産業省に報告した後、本委員会のホームページ上の規格リストに記載する。

(7) 民間規格の見直し

リスト化された民間規格を作成した民間規格等作成団体は、リスト化された時点から少なくとも5年以内に当該規格の改定、廃止及び確認のいずれかによる見直しを行い、その内容について事務局に連絡する。

事務局は、連絡の有無を含め見直し内容を確認のうえ、本委員会へ報告する。

改定：引用法令等の改正、最新技術の取り込み等により規格の修正を行うこと。

廃止：規格の必要がなくなったため廃止すること。

確認：規格の内容を修正することなく継続して使用できること。

4. 本委員会およびプロセス評価委員会の委員の選定について

委員は表1に示す委員選定のカテゴリから構成されるものとする。本委員会の規則に規定されていない選定に関する条件は以下の通りとする。

- a. 表1の各カテゴリの合計委員数は、最大でも全委員数の1/3を超えてはならない。
- b. 各カテゴリの委員は表1に従い選任し、委員は当該カテゴリの分野において幅広い見識を有し、任命時点において現に当該分野の活動又は業務をしている者であって当該分野を代表すると認識できること。

5. 本委員会およびプロセス評価委員会の委員長の役割と業務

本委員会の規則および本要領の他項に規定されていない本委員会およびプロセス評価委員会の委員長の役割と業務は以下の通りとする。

- a. 委員長は副委員長および事務局と協議し委員会の開催日時および議題を設定する。
- b. 委員長が欠席した場合は副委員長が委員長の職務を行い、その他委員長が定める職務を行う。
- c. 委員長が議事に対して発言をする場合は、一時的に議長の任を解かれ副委員長が議事の進行等の職務を行うものとする。副委員長が議事に対して発言をする場合は、一時的に副委員長の任を解かれ委員長が議事進行などの職務を行うものとする。
- d. 委員長及び副委員長は年に一度、各委員の参加状況及び所属カテゴリを確認し委員会で報告するとともに、委員の退任が生じた場合は後任の選任任命を要請する。
- e. 委員長及び副委員長は、審議の内容により委員の追加の必要が生じた場合はその旨を委員会で提言する。

6. 事務局

本委員会の規則および本要領の他項に規定されていない事務局の役割と業務は以下の通りとする。

- a. 事務局は、規格策定に関し一定の知見を有し、民間規格等作成団体の規格制改定業務に従事していない者でなければならない。
- b. 事務局は、本委員会の規則、要領ならびに各委員長の指示に従い、各委員会の運営に関する次の事務を行う。
 - ① 各委員会の名簿の管理。
 - ② 会議案内通知の作成及び会議手配、資料配布、出欠管理、会議議題、議事録、投票及び投票記録の管理作成及び配布。
 - ③ 各委員会の議事進行が規定に従い進められているかの確認。
 - ④ ハブリックコメントを実施するための web ページとパブリックコメントの管理。
 - ⑤ リスト化した規格に対する問い合わせを受け付けるための web ページ、連絡先メールアドレス、問い合わせと回答内容のリスト管理および各委員会への提示等。
 - ⑥ 公開又は非公開を問わず、各委員会の審議で使用した議事録、及び資料(技術的根拠資料を含む)の電子書類化と維持管理。
 - ⑦ 本委員会で承認した規格一覧の管理と本委員会のホームページ上での公開。
 - ⑧ その他本委員会の運営管理に関して必要となる事務的な庶務。
- c. 事務局は、各委員会の委員長、副委員長もしくは委員に求められた場合を除き、審議において意見を述べてはならない。

7. 問い合わせ、異議等申立への対応

(1) 問い合わせ

本委員会は、リスト化した民間規格について、文書等により問い合わせがあった場合、その内容に応じて質問者に回答を行う。また、回答するにあたり、当該規格を作成した民間規格等作成団体に問い合わせへの回答を依頼することができる。

(2) 異議等申立

本委員会は、リスト化した民間規格等について、文書等により異議等（異議および苦情）があった場合には、「異議等申立対応要領」に従い対応する。

8. その他規定されていない事項

この要領の変更又はこの要領に定められていない事項については、本委員会の承認を経て定める。

附則 1（2024年　月　日）

1. 本要領は、本委員会が民間規格評価機関として国より認可された日を制定日とする。

別紙 1

「 (規格名) 」に関する技術評価書（案）

●年●月●日
設備技術規格評価委員会

民間規格等作成団体が作成した民間規格、経済産業省20231213保局第3号「民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の高圧ガス保安法における保安検査の方法としての妥当性確認のプロセスについて（内規）」に基づき、高圧ガス保安法の関係省令等に規定されている技術基準との対応関係を確認すること等によりその妥当性を評価するとともに、民間規格等制改定プロセスにおいて技術的専門性が反映されていることを評価した。

I. 「 (規格名) 」に関する技術評価書

技術評価の要件 (設備技術規格評価委員会規則第8条並び に民間規格評価機関の要件 2.(3)(6))	評価	確認内容
1. 審査対象となる技術基準類が設備技術規格評価委員会規則の附属書1に記載された要件を満たしているか。 ※附属書1に対する差異事項がある場合はその説明をすること。		附属書1（チェックリスト）にて確認。
2. 技術基準で要求される性能との項目上の対応が取れていること。		
3. 検査を行うに当たって必要な技術的事項について、検査項目毎に、具体的な手法や仕様が示されていること。		
4. 評価を行う民間規格等の規定内容が明確かつ実現可能で、規格体系として成立するものであるか。		
5. 関連する技術の動向及び最新知見を参考し、考慮しているか。		

II. 添付資料

資料1 設備技術規格評価委員会 委員名簿（●年●月●日現在）

資料2 民間規格等作成団体 作成資料（添付資料1～6）

附属書1 審査申請する規格基準類の要件（チェックリスト）

項目	評価
1. 公開性 <p>当該規格に関連する各分野からの参加と委員への任命条件に何らかの制限がないこと。即ち、その規格の制定審議をする委員の任命にあたっては、過度な財政的障壁(国内外の一般的な学協会会合の参加費程度は除く)を設けていないこと、また何らかの組織団体への所属を前提としていること。</p>	
2. 優越性の排除 <p>当該規格に関連する各分野の審議委員が特定の分野に偏っておらず、また特定の利害を持つ個人または集団等が支配的とならないように配慮した規格制定審議手順が定められていること。ここにおいて支配とは、抜きんでた権限、上位の立場としての威力、影響力を持つ立場、もしくはその行使によって、他の見解に対する公明正大な検討を排除することを意味する。</p>	
3. 当該規格の制改定に関する委員のバランス <p>当該規格の制改訂に関する委員の分野とは、少なくとも次の三つの分野を指し、特定の分野の委員が $1/3$ を超えていないこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 関連する製品の生産者またはサービスの提供者 2) 製品又はサービスのユーザー 3) 一般的な利害関係者 	
4. 関連規格との調和 <p>規格としての体系性が考慮されていること。即ち関連する規格との連続性、連携性、調和性のあるものであること。</p>	
5. パブリックコメントの実施 <p>パブリックコメントを実施した規格であること。ここにおいてパブリックコメントとは、インターネット上のホームページ等によりパブリックコメントが広く一般に告知され、関連する個人または団体が意見を制限なく提出でき、それに対する回答も公示されている状態を指す。</p>	
6. コンセンサスに対するエビデンス	

項目	評価
<p>規格策定プロセスにおいて、コンセンサスが得られた状態となるまでの審議手順について明確化されており、またその過程が正しく進められることについて、議事録などでエビデンスが確認できるものであること。</p> <p>ここにおいてコンセンサスが得られた状態とは、全ての視点、意見に対しての議論検討が完了し、その解決のための努力がなされた時点を言う。</p>	
7. 不服の申し立て	<p>規格の策定プロセスにおいて、倫理に反する行為、作らまたは不作為等の手続上の問題に対する異議があった場合は、その異議の申し立てを受け付け、第三者が公正に審議できる体制を整えていること。</p>
8. 規格の解釈対応責任	<p>規格の運用後の解釈問い合わせの方法が明示され、その解釈に対する回答が公開されていること。</p>
9. 規格の維持管理責任	<p>規格の改定見直しが少なくとも 5 年に一度実施され、今後もその改定見直しが継続できる体制が確認できること。</p>

別紙2

「 (規格名) 」に関する全体評価書

I. 審査経緯

項目	説明（記載例）
1. 設備技術規格評価委員会の審議、承認日	<p>① 設備技術規格評価委員会 第●回委員会（●年●月●日）にて承認</p> <p>② プロセス評価委員会 第●回委員会（●年●月●日）にて承認</p>
2. 設備技術規格評価委員会の議決状況	<p>設備技術規格評価委員会規則第●条及び●条により、 ●/●以上の出席により各委員会が成立し、委員の過半数の賛成により承認</p> <p>① 設備技術規格評価委員会 賛成●名（委員総数●名 出席●名 委任状●名）</p> <p>② プロセス評価委員会 賛成●名（委員総数●名 出席●名 委任状●名）</p>
3. 設備技術規格評価委員会の主な意見及び対応	<p>各委員会における主な意見は以下の通り。</p> <p>① 設備技術規格評価委員会 (委員会の意見を記載)</p> <p>② プロセス評価委員会 (委員会の意見を記載)</p>
4. 民間規格等作成団体の審査経緯	<p>① 民間規格等作成団体の審議依頼日： ●●年●月●日</p> <p>② 民間規格等作成団体の名称： 一般社団法人 ●●協会 ●●部会</p>
5. 外部公示結果及び意見への対応概要	<p>① 外部へ公示し、意見を聞いた期間： ●●年●月●日～●●年●月●日（30日間）</p> <p>② 公示媒体： 設備技術規格評価委員会のホームページ</p> <p>③ 公示の結果：添付資料●参照</p>
6. 民間規格等作成団体の審査の状況	<p>① 案件の要望者： (例) 現場の設備管理者</p> <p>② 民間規格等作成団体の名称： 一般社団法人 ●●協会 ●●部会</p> <p>③ 民間規格等作成団体の審議： ●●年●月●日 第●回●●部会●●委員会</p>

項目	説明（記載例）
	④ 民間規格等作成団体の議決状況： ●●部会 ●●委員会規則第●条により可決（書面審議）
7. 民間規格等作成団体 の技術的専門性の確 認	技術評価書にて確認
8. 審議記録の保存につ いて	① 記録の保存方法：設備技術規格評価委員会にて保管。 ② 記録の保存期間：5年
9. 技術的問い合わせの 対応	① 問い合わせ先： 一般社団法人 ●●協会 ●●部会 ② 問い合わせへの対応方法： 問い合わせ者に対し、民間規格等作成団体より回答す る。また問い合わせ内容に応じ、必要があれば民間規格等 作成団体で対応を検討する。
10. その他、特記事項	なし

II. 「民間規格評価機関の要件（3）評価プロセス」との適合性確認

評価プロセスの要件	評価	確認内容
1. 評価される民間規格に関係するものは、規格評価プロセスへの参加が認められているか。	○	<u>評価される民間規格に関係するものとして、●●が参加している。</u> 設備技術規格評価委員会規則第4条において民間規格等に係る利害関係者を幅広く選任することと想定しており、参加への制限はない。
2. 規格評価プロセスへの参加に金銭的な制約を設けているか。	○	<u>金銭的な制約は設けていない。</u> 設備技術規格評価委員会規則第23条において、本委員会の運営に係る経費は、日本溶接協会の理事会の承認を経て、日本溶接協会の実施事業等会計から支出することとしている。また、日本溶接協会に属していない団体であっても、本委員会に参加し、当該団体が作成した民間規格等を付議し、承認を求めることができる。ただし、その審議に経費を要する場合、本委員会は実費の負担を求めることができる。
3. 評価委員会での議決への参加資格に、組織の会員資格を条件づけているか。	○	<u>各評価委員会名簿のとおり、議決への参加に日本溶接協会の会員資格を条件づけていない。</u>
4. 作為又は不作為に関する規格評価プロセス上の不適切な取扱いに対する異議申し立ての適切な処理手順を文書で定められているか。	○	<u>異議申し立てに関する取り扱いの手順は設備技術規格評価委員会規則、関連要領等で定めている。</u>
5. 評価委員会の運営、議決方法及び規格評価プロセスについて、適切な手順を文書で定められているか。	○	<u>運営、議決方法、規格評価プロセスについて規則等で定めている。</u> 設備技術規格評価委員会規則及び関連要領において、運営、議決方法、評価プロセス等を定めている。 ・設備技術規格評価委員会規則 第7条および第16条 ・民間規格等制改定の審議に係る要領 2. 項および3. 項
6. 関係する省令基準および基準解釈の条文（既に引用されている	○	<u>添付資料1の技術評価書により保安検査の方法としての保安面での妥当性について</u>

評価プロセスの要件	評価	確認内容
民間規格等を含む) を明らかにし、保安検査の方法としての保安面での妥当性について、要件で定められた観点で評価し、評価結果を評価書としてとりまとめられているか。		<u>て確認した。</u>
7. 民間規格評価機関は、民間規格評価活動に係る業務計画を、少なくとも一年に一回、適切な方法で公表しなければならない。ただし、早急に民間規格評価活動を行う必要が生じた場合はこの限りではない。	○	<u>設備技術規格評価委員会の業務計画は、事業計画として設備技術規格評価委員会のホームページで公表している。</u>
8. 民間規格等の評価を取りまとめる前に、少なくとも 30 日間の意見公募期間を設け、技術評価書を添付してパブリックコメントによる意見募集を実施し、その結果得られた意見について適切に対応しなければならない。	○	<u>添付資料4の通り、パブリックコメントを実施した。</u> ① パブリックコメントの期間： ●●年●月●日～●●年●月●日 (30 日間) ② 媒体： 設備技術規格評価委員会のホームページ
9. 民間規格評価機関は、承認した民間規格等を、省令基準又は基準解釈との関係を明確にして、自らが評価・承認した民間規格等の一覧表に掲載し、公開しなければならない。	○	<u>承認した規格は、設備技術規格評価委員会のホームページに公開する。</u>

III. 添付資料

資料1 技術評価書（設備技術規格評価委員会名簿、民間規格等作成団体の作成資料（添付資料1～6）等を含む）

資料2 民間規格等制定案

資料3 プロセス評価委員会 委員名簿

資料4 設備技術規格評価委員会のホームページ公示文及び意見募集の結果

表1：委員の選定カテゴリ

カテゴリ表示名	カテゴリ（属性）	設備技術規格評価委員会	プロセス評価委員会	外部評価委員会
AC	学識者	◎	○	
AP	A認定事業者または スーパー認定事業者	◎		
IN	検査会社等	◎		
PR	圧力設備設計/製作会社等	◎		
EN	エンジニアリング会社等	◎		
CR	保険会社、試験/認証会社 又は第三者安全性審査会社等	◎		
CN	一般消費者		○	
LW	弁護士		○	○
JR	ジャーナリスト		○	
AT	国または地方自治体を含む 規制関係機関/団体		○	
OT	その他（有識者等）			

【記号説明】

◎：兼任

○：専任

空欄：必要に応じて任命

民間規格等作成団体の審議に係る説明

件 名	[①審議依頼の件名（制定/改定）を記載]（記載例）
① 案件の要望者	●●規格原案作成委員会 委員長 [②委員長名を記載]
② 民間規格等作成団体の承認日	[③例を参考に承認日を記載] 例：第●回規格原案作成委員会（●年●月●日）にて承認
③ 民間規格等作成団体における議決の状況	[④例を参考に記載] 例：委員数●名（全員）賛成
④ 民間規格等作成団体で提出された主な意見及びその意見への対応概要	[⑤意見の有無、意見への対応を記載]
⑤ 関係技術基準等への適合性に関する説明	[⑥説明を記載]
⑥ 制定・改定等に係る意見公募の結果及びその意見への対応概要	[⑦結果と意見への対応を記載]
⑦ 定期的改定に関する事項	[⑧例を参考に記載] 例：次回見直しは xx 年の予定
⑧ 審議記録の保存に関する事項	●●規格原案作成委員会規則に従い、5 年間以上保管
⑨ 技術的な事項の問い合わせへの対応	●●規格原案作成委員会にて対応
⑩ その他、特記事項	[⑨特記の内容を記載]

添付資料 2

提出時に民間規格等作成団体の規則を挿入

添付資料 3

民間規格等作成団体 規格原案作成委員会 委員名簿（順不同、敬称略）

[①日付を入力(例：●年●月●日)]

委員区分	委員名	勤務先
委員長	[②氏名を記載]	[③勤務先を記載]
委員		

添付資料 4

概要説明資料挿入

添付資料 5

審査対象となる民間規格を含む詳細説明資料挿入

添付資料 6

自己審査書

技術評価の要件 (附属書 1 および民間規格評価機関の要件 2. (3)(⑥)より)	確認内容
1. 審査対象となる技術基準類が附属書 1 に記載された要件を満たしているか。 ※附属書 1 に対する差異事項がある場合はその説明をすること。	
2. 技術基準で要求される性能との項目上の対応が取れていること。	
3. 検査を行うに当たって必要な技術的事項について、検査項目毎に、具体的な手法や仕様が示されていること。	
4. 評価を行う民間規格等の規定内容が明確かつ実現可能で、規格体系として成立するものであるか。	
5. 関連する技術の動向及び最新知見を参考し、考慮しているか。	

民間規格等に関する設備技術規格評価委員会の規格番号の付与に係る要領

2024年 月 日 制定

設備技術規格評価委員会（以下、本委員会）が審議、承認する民間規格等に関する規格番号の付与に関する事項については、以下に定めるところによるものとする。

1. 本要領を適用する民間規格等

プロセス評価委員会で承認した民間規格等に適用する。

2. 承認した民間規格等への本委員会が付与する規格番号

(1) 規格番号の構成

a. 本委員会の規格番号の構成は次のとおりとする。

- (a) 「ESCC」の記号
- (b) 分野別のアルファベット記号
- (c) 管理用の番号
- (d) 承認年（西暦）

b. 規格番号の構成の意味

(a) 「ESCC」

設備技術規格評価委員会の英文呼称(Equipment Standards and Codes Committee)の略称

(b) 分野別のアルファベット記号

P : コンビナート等保安規則に関する規格

Q : 一般高圧ガス等保安規則に関する規格

Z : その他

(c) 管理用の番号（4桁）

(b) の分野毎に定める四桁の管理用の番号を附番する。

(d) 承認年（西暦）

プロセス評価委員会で承認した年の西暦年号をカッコ書き（）で表記する。

なお、書面審議等であってプロセス評価委員会の委員会開催による承認に基づかない場合は、プロセス評価委員会が決定したとみなされる日（例：書面審議回答締切日、委員長決裁日など）とする。

c. 表示様式の例

「ESCC P 0001 (2024)」

(2) 本委員会の規格番号の割り当てにあたり、必要に応じて民間規格等作成団体及び本委員会の事務局との協議を行う。

また、ホームページ上の承認規格リストには、付与した本委員会の規格番号と承認した民間規格等の名称、番号、発行年月日等の詳細が正しく関連付けられるよう併記して公開する。

3. その他規定されていない事項

この要領の変更又はこの要領に定められていない事項については、本委員会の承認を経て定める。

附則 1 (●年●月●日)

本要領は、本委員会が民間規格評価機関として国より認可された日を制定日とする。

情報公開等に係る要領

2024年●●月●●日 制定

設備技術規格評価委員会（以下、本委員会）の情報公開について、実施に係る具体的方法については、以下に示すところによるものとする。

1. 意見公募手続き（パブリックコメント）について

(1) 公開の方法

本委員会のホームページに公告として掲載する。

(2) 公開の時期

事務局が決定する。

(3) 公開の期間

30日以上、最長60日

(4) 外部へ公開する内容

外部に公開する内容は、下記の事項とする。ただし、案件の内容により変更可能とする。

- 公開の趣旨
- 公開する「民間規格等」の名称、規格番号等
- 公開する「民間規格等」の策定趣旨・策定目的・規定内容
- 原案を策定した民間規格等作成団体名
- 「民間規格等」の承認予定日
- 問い合わせ先、関連資料入手先、意見提出先
- 意見提出の締切日

(5) 公開中に資料提供および資料閲覧の依頼があった場合

a. 提供方法

関連資料等の入手希望があった場合は、本委員会の事務局又は「民間規格等」を策定する民間規格等作成団体事務局から、適切な方法で請求者に関連資料等を提供する。

b. 閲覧用の関連資料等の具備

閲覧用の関連資料等は、本委員会の事務局及び「民間規格等」を策定する民間規格等作成団体事務局の事務室などに具備し、意見受付の期間中、公開する。

c. 関連資料等の有償提供

本委員会又は民間規格等作成団体事務局にとって、提供する関連資料等の作成経費負担が大きいと判断される場合は有償（実費）とすることができる。

2. 民間規格等に関する意見の公募

本委員会が評価した民間規格等についての質問、改定要望等は、常時受付ける。受付方法は、電子メールを基本とし、本委員会のホームページで常時受け付ける。

3. 各委員会の情報公開

(1) 公開の方法

本委員会は、以下の方法により情報を公開する。

a. 議事の公開

本委員会は、傍聴を認めること及び議事要録を本委員会のホームページに掲示することにより公開する。

プロセス評価委員会は、傍聴を認めること及び議事要録を本委員会のホームページに掲示することにより公開する。

なお、知的財産権の保護、個人情報の保護など特別の事情がある場合には、非公開とすることができます。

b. 会議資料の公開

会議の傍聴者への資料配付、請求者への資料提供などにより公開する。

なお、知的財産権の保護、個人情報の保護など特別の事情がある場合には、非公開とすることができます。

また、提供する資料の作成経費負担が大きいと判断される場合には、閲覧・回覧等の方法を取るほか、資料提供を求める者に実費の負担を求めることができる。

c. 各委員会情報の公開

本委員会のホームページにより公開する各委員会の情報は別紙1のとおりとする。

(2) 各委員会を非公開とする場合

各委員会を非公開とする場合は、以下のとおりとする。

a. 特定の企業等が所有する知的財産権を保護する必要上から、当該知的財産権を所有する企業等からの意思表示があり、その必要があると各委員長が判断し、非公開とする場合。

b. 個別企業等の企業秘密に関する資料等について、企業秘密について当該企業等から意志表示があり、その必要があると各委員長が判断し、非公開とする場合。

c. 個人情報を保護する必要があると各委員長が判断し、非公開とする場合。

d. その他、個別に非公開とする必要が生じ、各委員長が判断し、非公開とする場合

なお、審議を非公開とする場合には、議決権の3分の2以上の賛成を得た上で、その理由について本委員会のホームページ上に掲載しなければならない。

(3) 委員名簿の公開

外部より各委員会の委員名簿の開示要求があった場合は、委員名及び所属までの開示とし、住所（所属会社を含む）、電話番号及びメールアドレス等は開示しない。

4. 事業報告及び計画並びに決算及び予算の公開

事業報告及び計画については、日本溶接協会の理事会の承認を得て、本委員会のホームページにて公開する。

本委員会の年度毎の決算及び次年度の予算については、本委員会における正式配付資料の一部として開示する。

5. 規則及び要領類の公開

本委員会の規則及び要領類は、本委員会のホームページで公開する。

6. その他規定されていない事項

この要領の変更又はこの要領に定められていない事項については、本委員会の承認を経て定める。

附則 1（令和●年●●月●●日）

本要領は、本委員会が民間規格評価機関として国より認可された日を制定日とする。

別紙1 本委員会のホームページにおいて公開する各委員会の情報

3. (1) Cの規定に基づき、公開する情報は下表の通り。

公開の項目	公開の時期	公開期間
1. 本委員会の概要 ・ 設立趣旨・目的 ・ 規則 ・ 組織体制 ・ 委員名簿	設立時または改訂の都度	常時
2. 設備技術評価委員会の開催公告 ・ 開催日、場所 ・ 議題 ・ 傍聴希望受付	開催日の前まで	開催日まで
3. プロセス評価委員会の開催公告 ・ 開催日、場所 ・ 議題 ・ 傍聴希望受付	開催日の前まで	開催日まで
4. 各委員会の開催結果 ・ 議事次第、配布資料一覧 ・ 議事要録 ・ 会議の概要、審議結果	・ 開催後 ・ 議事要録の承認後 ・ 議事要録の承認後	常時
5. 各委員会の活動状況 ・ 委員会開催日一覧表 ・ 委員会の議題一覧表	・ 開催の都度追加 ・ 開催の都度追加	常時
6. 事業計画、事業報告	委員会の承認後	常時
7. 特別調査WGの設置に係る情報	事案発生の都度	必要な期間
8. 外部の意見を聞く公告	必要な都度	意見締切日まで常時
9. 承認された民間規格等のリスト	委員会の承認後	常時

外部評価等に係る要領

2024年●●月●●日 制定

(目的)

第1条 本要領は、設備技術規格評価委員会（以下、本委員会）の規則第27条の外部評価について定める。

(業務)

第2条 本委員会は、民間規格等の保安検査の方法としての妥当性評価に係る評価プロセスの運営・維持について評価を行うための外部評価委員会を置く。

2. 外部評価委員会は、本委員会とプロセス評価委員会により審議・承認された民間規格等の制改定プロセスが、民間規格評価機関の要件（2. 要件（3）評価プロセス）を満たした上で適切に運営・維持されているかを審議する。
3. 外部評価委員会は、審議の結果を本委員会、プロセス評価委員会に報告する。
4. 本委員会とプロセス評価委員会は、審議の結果を受けて、必要な改善策等をこうじなければならない。

(構成)

第3条 外部評価委員会の委員は、学識者、弁護士の2名を必須とし、民間規格等に関する分野から1名を任意で任命して構成する。なお、委員は、本委員会及びプロセス評価委員会に所属しない者とする。

2. 民間規格等作成団体の委員は、外部評価委員会の委員になることができない。

(委嘱)

第4条 外部評価委員会の委員は本委員会の委員長が委嘱する。ただし、委員の所属組織内における人事異動に伴う委員補充等の場合はこれを引き継ぐことができる。

2. 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。補充された委員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。また、委員は委嘱時点での70歳未満とする。

(委員長)

第5条 本委員会の委員長が委嘱する。

2. 委員長は会務を総括し、また外部評価委員会を招集し、その議長になる。

(議事)

第6条 外部評価委員会による評価は、年1回開催する。ただし必要な場合は、隨時開催

することができる。

2. 外部評価委員会は、全委員の出席のもとにおいて、その過半数の賛成者をもって決定する。必要な場合、書面による決議を行うことができる。
3. 前項の議決において、賛否同数の場合においては、委員長が決定する。
4. 外部評価委員会への出席については、委任状または代理者をもって行うことができる。ただし、代理者は委員と同一の関係分野であること。

(議事録)

第7条 外部評価委員会は審議内容を議事録として記録し、本委員会の事務局が保管する。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知ることができた秘密を第三者に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他規定されていない事項)

第9条 この要領の変更又はこの要領に定められていない事項については、本委員会の承認を経て定める。

附則1 (●年●月●日)

本要領は、本委員会が民間規格評価機関として国より認可された日を制定日とする。

異議等申立対応要領

2024年 月 日 制定

設備技術規格評価委員会（以下、本委員会）に対する異議等申立の対応について、実施に関する詳細は以下に示すところによるものとする。

第1章 総則

(定義)

1. 異議等は異議および苦情を指し、それぞれの定義は以下のとおりとする。ただし、法令等で定められている事項への異議等は対象外とする。

異議：本委員会およびプロセス評価委員会における作為または不作為に関する不適切な審議または不適切な手続きの事実にもとづき、評価結果の再考を求めること。

苦情：本委員会およびプロセス評価委員会の評価プロセスにおいて不公平又は不利な扱いを受けたことへの苦情、または承認した民間規格への不満など。

第2章 受付

(受付期間)

2. 異議等の受付期間は以下に示すとおりとする。

異議：本委員会の評価決定から30日以内

苦情：期間の制限なし

(受付の留意事項)

3. 異議等の受付に関する留意事項

- (1) 事務局は、異議等の申立をする者（以下、申立者という）からの申立書〔付-1〕を受け付ける。このとき申立者は「異議」または「苦情」のどちらの申立てあるか指定する。なお内部告発の場合、申立者の氏名等は公表しない。
- (2) 事務局は、異議等申立の表明を妨げてはならないが、文書以外による申立や匿名など申立者が特定できない場合には原則として受け付けない。

(申立回数)

4. 一件の申立につき一回までとし、原則として同じ条件で同じ内容の申立は受け付けない。

(登録)

5. 異議等について、事務局が申立書の内容を確認のうえ下記区分を決定し、受付番号を付与したうえでリストに登録する。

区分①：評価結果に対する異議

区分②：評価プロセスに関する苦情

区分③：承認された民間規格に関する不満

(受付時の内容確認)

6. 申立者に対して、必要に応じて確認のための質問及び説明を行う。この確認及び説明の結果、申立が誤解に基づくものであることが明らかになった場合には、本項以降の処理は不要とする。

第3章 異議等申立審議委員会

(委員会の設置)

7. 異議等を受け付けた場合、本委員会の委員長は、外部評価委員会を母体とした異議等申立審議委員会（以下、審議委員会。）を設置する。

(委員の委嘱)

8. 本委員会の委員長は、審議委員会の委員長に外部評価委員会の委員長を委嘱し、委員として外部評価委員会の委員を委嘱する。

(委員以外の参加)

9. 審議委員会の委員長は、申立の区分やその内容に応じて、申立者、評価に携わった者または当該民間規格の作成団体関係者等を審議委員会に参加させることができる。

(委員会の業務)

10. 審議委員会の業務は、以下の事項を実施することとする。

- (1) 異議等申立に対する調査及び処置案の作成。
- (2) 異議等申立に対する調査結果および処置案の本委員会への報告。
- (3) 異議等申立に対する処置結果の申立者への通知。

(委員会の開催)

11. 審議委員会の委員長は、10.項の業務を実施するため、審議委員会の全参加者の構成確定後30日以内を目途に審議委員会を召集し、必要な審議を行い、審議開始後6ヵ月以内を目指に必要な業務を完了させるものとする。

審議委員会は、委員および必要な委員以外の参加者全ての出席のもとにおける対面での審議を原則とするが、必要な場合、審議委員会の委員長の判断により、書面による審議を行うことがある。

審議委員会の審議は、その過半数の賛成をもって議決とする。

(委員会の資料)

12. 審議委員会は、事務局に対して、申立書、技術評価書及び全体評価書に加え、関連する資料の開示を要求することができる。

(委員会の決定事項)

13. 異議等申立に対する決定事項は、以下のとおりとする。

- 異議申立等の却下
- 評価結果の変更
- 調査および審議結果にもとづく必要な対策

(審議後の処理)

14. 審議委員会の委員長は、異議等申立に対する審議内容と決定事項を本委員会へ報告する。

第4章 その他

(本委員会での処理)

15. 本委員会は、審議委員会の決定にもとづき必要な対応を行う。

(処理の登録)

16. 事務局は、審議委員会の審議終了後に、異議等申立に対する決定事項や処理の内容を登録リスト〔付－2〕に記録する。

(申立者への回答)

17. 事務局は、審議委員会の決定事項を申立者へ書面で回答する。

(その他規定されていない事項)

18. この要領の変更又はこの要領に定められていない事項については、本委員会の承認を経て定める。

以上

附則1（　年　月　日）

本要領は、本委員会が民間規格評価機関として国より認可された日を制定日とする。

(付-1)

申立書

下記のとおり申立いたします。

記入日：_____年_____月_____日

申立者：_____印

連絡先住所：(〒 -)

Tel. : _____ Fax. : _____

e-mail : _____

【申立の区分】 (異議 ・ 苦情) ← いずれかに○を付けてください。

~ 参考 ~

異議：本委員会の作為または不作為に関する不適切な審議あるいは手続きの事実にもとづき、評価結果の再考を求めること。

苦情：本委員会の評価プロセスにおいて不公平又は不利な扱いを受けたことへの苦情もしくは承認した民間規格への不満など。

【申立の内容】 出来るだけ具体的な内容（対象となる委員会、規格および発生した日時など）を記載し、関連する資料を添付してください。また、記入欄が不足する場合は2枚目以降に添付して下さい。

一般社団法人日本溶接協会 設備技術規格評価委員会 事務局 使用欄

受付日：	備 考
受付番号：	

[付－2]

登録リスト

受付番号	受付日	規格名称	異議等申立の区分と内容	審議内容および決定事項	回答日